

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 5 - 4

[沿革] 平成 24 年 10 月 1 日規程 5 - 4 - 1 = 一部改正

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 2 条)
 - 第 2 章 契約の期間 (第 3 条)
 - 第 3 章 契約の締結の方法 (第 4 条—第 27 条)
 - 第 4 章 契約の締結 (第 28 条—第 34 条)
 - 第 5 章 契約の履行 (第 35 条—第 37 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(病院等の長の契約締結等の制限)

第 2 条 次の各号に掲げる契約については、理事長が行うものとする。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例（平成 21 年長野県条例第 13 号）で定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供
- (2) その他理事長が指定するもの

第 2 章 契約の期間

(契約の期間)

第 3 条 会計規程第 43 条第 3 項の規定により複数年の契約期間とすることのできる契約及び期間については、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 治験の受託 当該治験の期間
- (2) 各種業務の委託 5 年以内
- (3) 取引金融機関の指定期間 5 年以内
- (4) 土地の賃借又は貸与 慣行上合理的な期間
- (5) 売店事業者又は食堂事業者への病院内施設の貸与 3 年以内
- (6) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約 5 年以内
- (7) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約 5 年以内
- (8) 複数年の契約期間とすることが経済的に有利と認められる場合 5 年以内

- 2 合理的な理由がある場合においては、前項に示す以外の取扱とすることができる。

第3章 契約の締結の方法

(競争入札の参加者の資格)

第4条 契約責任者(会計規程第47条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。)

は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、原則として、発注又は契約を締結しようとする年度において、入札しようとする区分に対応する長野県の入札参加資格登録を得ている者とする。
- 3 長野県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために他のものと連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(一般競争入札による契約)

第5条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
- 3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有するものにより当該競争を行わせることができる。
- 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうか審査しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、法人のホームページへの掲示その他の方

法により、入札期日前に少なくとも次の各号に掲げる期間を設けて公告しなくてはならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 予定価格が1件5百万円以上5千万円未満の工事については10日
 - (2) 予定価格が1件5千万円以上の工事については15日
 - (3) 前2号以外のものについては5日
- 2 前項の公告は次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 入札の場所及び日時
 - (4) 開札の場所及び日時
 - (5) 契約条項、設計図書等を示す方法
 - (6) 入札保証金に関する事項
 - (7) 入札の無効に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるものの他、契約責任者が必要と認める事項
- 3 第18条に規定する総合評価一般競争入札を行うときは、前項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項についても公告しなければならない。
- (1) 総合評価一般競争入札の方法による旨
 - (2) 落札者決定基準
(入札保証金の納付及び還付)

第7条 会計規程第44条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。

- 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
 - (2) 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
 - (3) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - (4) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額
 - (5) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額
 - (6) 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額
- 3 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第8条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を入札の条件としておかなければならない。

(1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。

(2) 第4条又は第5条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。))が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

2 前項第2号又は第3号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。

(1) 過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。

(2) 過去の契約において、契約を誠実に履行していること。

(3) 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

(一般競争入札における予定価格)

第9条 契約責任者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

3 前項の規定は、最低制限価格を設けようとする場合について準用する。

4 契約責任者は、予定価格及び最低制限価格を決定したときは、予定価格調書（様式第1号）を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。ただし、予定価格を公表して入札に付するとき（最低制限価格を設けたときを除く。）は、封筒に入れて封印することを要しない。

5 契約責任者は、開札の際、前項に規定する予定価格調書を開札の場所に置かなければならない。

(入札の方法)

第10条 一般競争入札は、所定の入札書に所要の事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に提出することにより行わなければならない。

- 2 入札書は、前項の規定により入札場所に提出することに代えて、郵便を利用して所定の場所に提出することができる。この場合にあっては、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。
- 3 前項の規定により入札書を郵便を利用して提出する場合において、所定の日時までに入札場所に到達しなかったものは、当該入札はなかったものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、一般競争入札は、電子入札により行うことができる。
- 5 前項の電子入札とは、所要の事項を入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約責任者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより行う入札をいう。この場合において、当該記録されたファイルは、第1項の入札書とみなす。
- 6 第3項の規定は、電子入札により一般競争入札を行う場合について準用する。この場合において、同項中「入札場所に到達しなかった」とあるのは、「契約責任者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されなかった」と読み替えるものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
(一般競争入札の開札及び再度入札)

第12条 一般競争入札の開札は、第6条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回することができない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第17条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第13条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者の決定)

第14条 契約責任者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、第16条、第17条及び第18条の規定による場合を除いて、収入の原因となる

契約にあつては最高の価格をもって入札した者、支出の原因となる契約にあつては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

- 2 契約責任者は、落札者が決定したときは、その旨を、速やかに、当該落札者に通知しなければならない。

(入札等の経過の記録)

第 15 条 契約責任者は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札経過書（様式第 2 号）に記録しなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第 16 条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするすることができる。

(最低制限価格による落札者の決定)

第 17 条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするすることができる。

(総合評価制度による落札者の決定)

第 18 条 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第 42 条第 3 項の規定により難しい場合は、会計規程第 42 条第 4 項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とするすることができる。

- 2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とするすることができる。

- 3 契約責任者は、前 2 項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 契約責任者は、落札者決定基準を定めようとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(指名競争入札)

第19条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして契約責任者が認め、理事長が承認したとき。

(指名競争入札の参加者の資格)

第20条 第4条及び第5条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第21条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加できる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 契約責任者は、指名競争入札に付そうとするときは、努めて5人以上の者を指名し、入札に参加させなければならない。

3 第1項の場合においては、契約責任者は、指名しようとする者に対し、あらかじめ、指名競争入札通知書(様式第3号)を送付しなければならない。

4 契約責任者は、次条において準用する第18条の規定により落札者を決定する指名競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第3項の規定により通知するときは、第6条第2項及び第3項に規定する事項を通知しなくてはならない。

(指名競争入札に関する関係規定の準用)

第22条 第5条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第23条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む)	250万円
イ 財産の買入れ	160万円
ウ 物件の借入れ	80万円
エ 財産の売払い	50万円
オ 物件の貸付	30万円
カ アからオに掲げるもの以外のもの	100万円

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入

札に適しないものをするとき。

- (3) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を次条に定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。
 - (4) 新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより長野県知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買い入れる契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (10) 公募型プロポーザルにより選定した者と契約を締結するとき。
 - (11) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして契約責任者が認め、理事長が承認したとき。
- 2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期間を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行なうものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(随意契約の手續)

第 24 条 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号の手續は、次に掲げる手續とする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選考基準申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

2 前条第 1 項第 10 号に定める公募型プロポーザルに関する規定は別に定める。

(随意契約における予定価格の決定)

第 25 条 第 9 条の規定は、随意契約について準用する。ただし、契約責任者は、特に必要がないと認めるときは、予算価格調書の作成を省略することができる。

(見積書の徴取及び省略)

第 26 条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならぬ。

ただし、次に掲げる場合は、1 人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により、相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1 件の取引価格が 10 万円未満の契約をするとき。
- (4) 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理及び 30 万円未満の施設設備の修繕の契約であって、修理前において適正な比較見積が期待できないとき。
- (5) 2 人以上から見積書を徴することが適当でないと契約責任者が認めるとき。

2 前項第 3 号に掲げる契約のほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる 1 件の取引価格が 10 万円未満の契約については、電話等により見積金額を録取して見積書の徴取に代えることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 特定原稿の執筆依頼、特定者への講演依頼、特定物件の鑑定をするとき。
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約するとき。
- (3) 価格が通常定価であり、かつ、その定価が一般に周知されている新聞、雑誌等の定期刊行物及び定価、送料等が表示されている書籍類を購入するとき。
- (4) 災害その他の特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。
- (5) 役務の提供を受ける場合又は事務若しくは事業を委託する場合等で見積書を徴取することが実態に即しないとき。
- (6) 会計規程第 27 条第 1 項の規定により現金で支払うことができる経費に係る契約をするとき。
- (7) 緊急を要する医療機器、施設及び設備を修理するとき。

(8) 収入印紙、収入証紙の購入及び切手、はがき、書留、郵便証明、郵便不足料、後納、別納、現金書留封筒等の郵便料を支払うとき。

(9) 別に定める見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(せり売り)

第 27 条 せり売りによることができる場合は、不動産又は動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

2 第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 8 条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第 4 章 契約の締結

(契約書の作成)

第 28 条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略できる。

(1) 契約の目的となる給付の内容

(2) 契約履行の場所

(3) 給付の完了の時期

(4) 対価の額

(5) 対価の支払方法及び支払時期

(6) 監督又は検査の方法及び時期

(7) 契約保証金

(8) 当事者の債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

(10) かし担保責任

(11) 契約解除の方法

(12) 契約に関する紛争の解決方法

(13) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(契約書の省略)

第 29 条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が 100 万円未満の契約を締結しようとするとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。

(4) せり売りに付するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、当該契約について必要な事項を記載した請書を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴しなければならない。ただし、競争入札若しくは随意契約による場合で、契約金額が 30 万円未満の契約を

するとき、又は契約の性質若しくは目的により契約責任者が請書を徴する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(契約保証金の納付)

第 30 条 会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

2 第 7 条第 2 項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 20 年法律第 184 条）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 31 条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付をさせないことができる。

ただし、契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。

(1) 契約人が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保障契約を締結したとき。

(3) 契約人が過去 2 年間に国、地方公共団体又はその他の公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が履行しないこととなるおそれがないとき。

(6) 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 契約金額が 100 万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、その他契約責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

(契約の変更等)

第 32 条 契約責任者は、必要があると認めるときは、契約人と協議し、又は契約人からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2 契約責任者は、契約人からその責めに帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

3 契約責任者は、前2項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、すみやかに、第28条及び第29条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書の提出を求めなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあっては、この限りでない。

(契約の解約及び解除)

第33条 契約責任者は、契約人がその責めに帰さない理由により契約の解約を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認められるときは、当該契約を解約することができる。

2 契約責任者は、契約の履行に当たり、契約人が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 契約人の責めに帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。

(3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の、当該職務の執行を妨げたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反した行為があったとき。

3 前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書(様式第4号)を当該契約人に送付するものとする。

(契約保証金の還付)

第34条 契約責任者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、又は前条第1項の規定により解約したときは、すみやかに、契約保証金を還付するものとする。

第5章 契約の履行

(監督)

第35条 契約責任者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定による監督を行なう者(以下「監督職員」という。)は、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行なう等の方法により監督し、契約人に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督をしたときは、その監督の内容、指示した事項その他必要な事項を監督日誌(様式第5号)に記録しなければならない。

4 監督職員は、契約人の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第36条 契約責任者は、次の各号の一に掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約人が給付を完了したとき。
 - (2) 給付の完了前にでき高に応じ対価の一部を支払う必要があるとき。
 - (3) 物件の一部の納入があったとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。
- 2 前項の規定による検査を行なう者（以下「検査職員」という。）は、契約書、設計図書、納品書その他の関係書類に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督職員等の立ち会いを求めて、当該給付の内容、数量等について検査をしなければならない。
 - 3 前項の場合において、検査職員は、特に必要があるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行なうことができる。
 - 4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約人に必要な処置をすることを求めなければならない。
 - 5 前4項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
 - 6 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

（検査調書の作成）

- 第37条 検査職員は、前条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、直ちに検査調書（様式第6号）又はでき高調書（様式第7号）を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が100万円未満であるとき、電気、ガス、水道、燃料、下水道使用料及び電信電話に係る契約であるとき又は単価契約による購入であるときは、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。なお、納品書により検査を実施した場合は、関係帳票類に納品書を添付することにより、その旨の記録に代えることができる。
- 2 前項の規定は、会計規程第49条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外のものについて準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日規程5-4-1）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。